



報道関係者各位

バイオディーゼル燃料製造時の副生グリセリンに新たな用途 水処理用脱窒剤で初のエコマーク認定

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局(所在地:東京都千代田区、理事長:新美 育文)は、エコマーク商品類型 No.160 分類 B「バイオディーゼル燃料の副生物を使用した製品」認定基準において、バイオ燃料技研工業株式会社の水処理用脱窒剤が第一号の認定を取得しましたことを、お知らせします。

◇バイオ燃料技研工業株式会社の認定商品(水処理用脱窒剤)について

今回エコマークの認定を受けた商品は、以下の通りです。

- ・ 事業者名 : バイオ燃料技研工業株式会社(所在地:広島県広島市、代表取締役 梶間 央士)
- ・ 商品ブランド名 : エコ脱窒剤
- ・ 認定番号 : 21 160 001

本認定商品は、し尿処理施設等において汚水から窒素を除去する際に用いられる脱窒剤です。脱窒剤は、天然ガスを主な原料とするメタノールを使用することが一般的ですが、より環境に配慮した代替製品として使用することが可能です。

◇エコマーク商品類型 No.160 分類 B 「バイオディーゼル燃料の副生物を使用した製品」について

エコマークでは、商品類型 No.160 分類 A「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」において、軽油の代替燃料となるバイオディーゼル燃料を認定しています。バイオディーゼル燃料は、使用済みの食用油等から製造され、ライフサイクルでの CO₂ 排出量も軽油と比較して少ないとされる燃料ですが、製造時に副生するグリセリン廃液の有効活用が課題となっています。そのため、2021年2月に分類 B.「バイオディーゼル燃料の副生物を使用した製品」を対象とした認定基準を制定しました。

この副生グリセリンを使用した製品がエコマーク認定品として広く普及することで、廃棄処理されている副生グリセリンの有効活用が進むことが期待されます。また、認定対象とする製品は、同じ用途の従来品と比較して製品のライフサイクルを通じた環境への負荷も少ないものとしています。

▼▼認定基準のポイント▼▼

- ①製品のグリセリン原料に副生物を 100%使用
- ②受け入れた副生グリセリンの全量リサイクル
- ③使用者への適切な取り扱い方法の情報提供
- ④化学物質の管理
- ⑤適切な品質の確保

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>